

9

## 第 12 回総会議事録

(令和 6 年 6 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第12回総会 議事録	
日 時	令和6年6月25日（火曜日）14時00分 15時43分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A B
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 11名 (農業委員 12名・農地利用最適化推進委員 11名) 欠席農業委員数 1名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
	第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第4号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第5号議案 農地造成工事の承認について 第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について 第8号議案 農地法第4条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について 第9号議案 農用地利用集積計画の決定について 第10号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について
2 報告事項	第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について 第3号 農地の転用事実に関する照会の回答について 第4号 農業経営改善計画の認定について 第5号 特定農地貸付けの変更について
3 その他	横浜農業振興整備計画の農用地利用計画変更の意見照会に向けた事前説明について
審議結果	第1号議案 4号 許可相当

	5号 許可相当
	6号 保留
第2号議案	
	4号 承認
第3号議案	
	1号 承認
第4号議案	
	19号 承認
	20号 承認
	21号 承認
	22号 承認
	23号 承認
	24号 承認
	25号 承認
	26号 承認
	27号 承認
	28号 承認
第5号議案	
	2号 承認
第6号議案	
	2号 承認
第7号議案	
	泉137 承認
	瀬谷126 承認
	泉36 承認
	泉69 承認
第8号議案	
	1号 取消相当
第9号議案	
	承認
第10号議案	
	承認

### 議事

事務局	(開会 14時00分) 農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。 出席委員数報告。
議長	第12回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は11名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第12回総会を開会いたします。議

事録署名人は、宮森委員と鈴木宏委員にお願いします。

議長

それでは議題に入らせていただきます。第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意思決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第1号議案第4号を朗読>

議案の詳細については、和田推進委員から説明します。

上飯田中学校から東に約200mの農振白地1筆です。譲受人が賃借し、駐車場に整備する計画です。現在2か所の月極駐車場と本社敷地に分散してトレーラー、トラックを駐車していますが、賃料が高く、また本社敷地は住宅街に隣接しているため安全対策や騒音について近隣住民からクレームがあり今回の申請をすることになりました。申請地の外周はアルミフェンスで囲い、場内は碎石舗装、車両出入り口はコンクリート舗装します。

雨水については、中央を低くして浸透漕を設置し、オーバーフローした分は既設道路の側溝に流します。日照等被害防除に関しては、特に問題ありません。御審議お願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第4号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第4号については、許可相当と決定します。

本件は転用面積が3,000m<sup>2</sup>を超えています。従いまして許可相当の御採決をいただきましたが、神奈川県ネットワーク機構へ諮問案件として付議させていただきます。進達と合わせて、ネットワーク機構での審議を踏まえて横浜市へ伝えていく形になりますので御承知おきください。

議長

次に、第1号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第1号議案第5号を朗読>

議案の詳細については、清水推進委員から説明します。

和田南小学校から南へ約650mの農振白地1筆です。譲受人が土地を使用貸借し、自己住宅（分家）を建築するものです。申請地の東側、西側は道路、北側は宅地、南側は畠となっています。敷地内部の舗装はせず転圧のみを行い、雨水は自然浸透するということです。北側、東側の住宅の境は既存のフェンスを利用し、南側の畠との境は2から4段のコンクリートブロックとネットフェンスを新たに設置します。御審議お願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第1号議案第5号については、許可相当と決定します。

議長	次に、第1号議案第6号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第1号議案第6号を朗読> 申請後に土地利用計画を見直す必要が生じ時間を使っているため、今月は審議保留とさせていただき、来月総会に改めて御審議いただきます。
議長	事務局の説明のとおり第6号については保留といたします。
議長	次に、第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第4号を朗読>
根本委員	議案の詳細については、田邊推進委員から説明します。
田邊推進委員	港南台インターチェンジから南東に約730mの農振白地1筆です。平成16年に搅拌場を設置していましたが、酪農業の廃業に伴い、令和5年からは搅拌場としての使用もなく、現在に至ります。農地性はありません。
議長	御審議お願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第4号については、承認と決定します。
議長	次に、第3号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第1号を朗読>
石井勝則委員	相鉄線いずみ野駅から南東に約140mから580mの農用地5筆です。ジャガイモ、長ネギなどの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第3号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第1号については、承認と決定します。
議長	次に、第4号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。第19号、第20号、第21号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第19号、第20号、第21号を朗読>
矢島委員	議案の詳細については、小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第19号について、東保野小学校から北東に約400mの生産緑地4筆です。果樹を栽培しており肥培管理良好です。
小宮推進委員	第20号の深谷町について、深谷小学校から東に約100mの農用地1筆、南東に約100mの農振白地1筆、西に約150mの農振白地1筆、西に約500

	mの農振白地 1 筆、約 700mの農振白地 2 筆、南西に約 600mの生産緑地 3 筆、肥培管理良好です。
石井勝則委員	議案の詳細については、清水推進委員から説明します。
清水推進委員	第 20 号の和泉町について、中和田南小学校から南に約 500mの農用地 1 筆、計 10 筆 7 団地です。ナス等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
金子委員	第 21 号について、相沢六丁目公園から南西に約 250mの生産緑地 1 筆 1 団地および東に約 50m、約 200mの生産緑地 6 筆 2 団地です。主に露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 4 号議案第 19 号、第 20 号、第 21 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手)
事務局	総員挙手と認め、第 4 号議案第 19 号、第 20 号、第 21 号については、承認と決定します。
矢島委員	次に、第 4 号議案第 22 号、第 23 号、第 24 号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
鈴木宏委員	<第 4 号議案第 22 号、第 23 号、第 24 号を朗読>
小宮推進委員	第 22 号について、環状 4 号線田谷の交差点から北に約 250mの農用地 2 団地 10 筆、田谷交差点から南東へ約 380mの農用地 2 団地 2 筆、肥培管理は良好です。
石井勝委員	議案の詳細については、小宮推進委員から説明します。
清水推進委員	影取北公園から南東へ約 90mの農振地 1 筆、俣野公園から西へ約 430m の農振地 1 筆、肥培管理は良好です。
鈴木宏委員	議案の詳細については、清水推進委員から説明します。
石井勝委員	下和泉公園から北東へ約 140mの農振地 1 筆です。キュウリ、トマト、ジャガイモ等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
議長	第 23 号について、舞岡中学校から南西へ約 150mの調整白地計 5 筆 1 団地です。ジャガイモやブロッコリー等の露地野菜及び水稻を栽培しており肥培管理良好です。
委員	第 24 号について、和泉小学校から北へ約 200~500mの農用地 3 筆です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第 4 号議案第 22 号、第 23 号、第 24 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案第 22 号、第 23 号、第 24 号については、承認と決定します。

議長	次に、第4号議案第25号、第26号、第27号、第28号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第25号、第26号、第27号、第28号を朗読>
矢島委員	議案の詳細については、小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第25号について、小雀公園から西に約500m及び北西に約500mの農振白地12筆です。サトイモ等の露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
森委員	第26号について、中田中央公園から北に約600mの農用地3筆及び農振白地8筆です。キュウリなどの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
根本委員	議案の詳細については、鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次 推進委員	第27号について、笛下釜利谷道路沿い釜利谷交番から北東へ約350mの生産緑地2筆です。トマト、キュウリなどの施設野菜を中心に栽培しており肥培管理良好です。
金子委員	第28号について、大門小学校から東に約100mの生産緑地2筆です。露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第4号議案第25号、第26号、第27号、第28号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第25号、第26号、第27号、第28号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第2号を朗読>
石井勝委員	いづみ野小学校から西へ約550mの農用地2筆。排水改善のため最大0.95mの盛土を行います。外部への土の搬出はありません。搬入土については、ゆめが丘駅前の開発工事現場から搬入するということです。
議長	もともとブルーベリーを植え付けていましたが、土壤が悪くうまく育たなかつたため、今回造成をして盛土によりジャガイモを作付ける計画ということです。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第5号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第2号については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
	<第6号議案第2号を朗読>

廣瀬委員	瀬谷西高校から西に約 350mの生産緑地 1 筆。きちんと耕うんされており肥培管理良好です。主に露地野菜を栽培していましたが、持病が悪化し、耕作することが困難となり、今回の申し出となりました。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 6 号議案第 2 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案第 2 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 7 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 7 号議案 泉 137、瀬谷 126、泉 36、泉 69 を朗読>
	買い取り希望者がいましたら、令和 6 年 7 月 5 日金曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 7 号議案泉 137、瀬谷 126、泉 36、泉 69 について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 7 号議案泉 137、瀬谷 126、泉 36、泉 69 については、承認と決定します。
議長	次に、第 8 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 8 号議案第 1 号を朗読>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 8 号議案第 1 号について、異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 8 号議案第 1 号については、取消相当と決定します。
議長	次に、第 9 号議案「農用地利用集積計画の決定について」及び第 10 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」を合わせて審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 9 号議案及び第 10 号議案を朗読>
	農業経営基盤強化促進法に基づき横浜市が土地貸借契約を定めるものです。横浜市が年に 3 回 4 月、8 月、12 月始期で行っており、その 2 か月前の総会で諮っているものです。計画策定には農業委員会の決定が必要となっています。今回は 8 月始期で 34 筆、29,263.60 m <sup>2</sup> の面積です。また、そのうち、一般法人が借りるものが 9 筆、6,476.60 m <sup>2</sup> となっています。
	続いて第 10 号議案ですが、中間管理事業に関する法律により農地中間

	管理機構が間に入る貸し借りとなっています。神奈川県農業会議がやっており農用地利用集積等促進計画を定めて県知事の認可を受けて決まりますが、策定には農業委員会の意見を聴くとなっており意見照会をするものです。4筆、1,654 m <sup>2</sup> となっております。御審議願います。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第9号議案及び第10号議案について、異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第9号議案及び第10号議案については、承認と決定します。
議長 事務局 議長	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 <報告事項第1号から第5号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡をお願いします。
農政推進担当	<横浜農業振興整備計画の農用地利用計画変更の意見照会に向けた事前説明についてを説明>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第12回総会を閉会いたします。
	(閉会 15時43分)

## 令和6年6月25日開催 第12回総会出席状況

**【農業委員】**

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		欠席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	議事録署名人
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	議事録署名人
12	廣瀬 豊		出席	

**【農地利用最適化推進委員】**

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水昭男	連合会理事	出席	
3	大山明裕		出席	
4	門倉和美		出席	
5	田邊実		出席	
6	角田雅久		欠席	
7	和田新治		出席	
8	鈴木勇次	連合会理事	出席	
9	宮川正		出席	
10	相澤藤雄		出席	
11	小川正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、吉田技術職員、栗林事務職員、  
 幡野事務職員、鈴木事務職員、山根事務職員  
 農政推進担当